

○三好市移住者支援事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第2号

改正 平成31年3月28日告示第24号

令和2年3月26日告示第27号

令和3年1月20日告示第3号

令和3年3月31日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三好市への移住・定住の促進及び空き家の有効活用を図るため、三好市空き家情報登録制度を利用した移住者が空き家に入居した場合、移住等に要する費用に対し、予算の定めるところにより、三好市移住者支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三好市補助金交付規則(平成18年三好市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 移住 市内に転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。ただし、転勤、進学その他の外的要因による転入を除く。
- (2) 定住 将来にわたって10年以上本市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を有することをいう
- (3) 空き家 三好市空き家情報登録制度設置要綱(平成20年三好市告示第8号)第4条に規定する登録物件をいう。(敷地又は建物の跡地若しくは造成地のみは除く。)
- (4) 移住者等 平成28年4月1日以降に市内に転入した者及び転入予定者で、それ以前においては3年以上市内に住所を有していない者をいう。
- (5) 所有者等 移住者等と契約締結した空き家の所有者又は管理者をいう。
- (6) 若年子育て世帯 夫婦のいずれも40歳未満であり、補助金の交付申請日の属する年度の末日において義務教育修了前の子がいる世帯をいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号のいずれかに

該当する者とする。

(1) 移住奨励金(移住者等) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 定住を誓約できる移住者等であること。

イ 申請者及び世帯員の申請後10年間の転出入について必要に応じて市長が調査することに同意できること。

ウ 所有者等が3親等以内でないこと。

エ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

オ 申請時に市内に、対象住宅以外の居住の用に供する建物(共同住宅、長屋及び併用住宅を含む。)を所有していないこと。

カ 本市及び移住前の住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。

キ 地域活動への参加、市が行うアンケートの回答等に協力できること。

ク 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)が交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。

ケ このほか市長が適当でないとする者でないこと。

(2) 改修補助金(移住者等) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 賃貸借契約により借り受けた空き家の改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び造作買取請求権の放棄について確認ができること。

イ 前号アからケまでの要件を満たす者であること。

(3) 改修補助金(所有者等) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 10年以上移住者向け住宅としての用途に供すること。

イ 申請後10年間、移住者向け住宅としての用途に供しているか必要に応じて市長が調査することに同意できること。

ウ 移住者等が3親等以内でないこと。

エ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

オ 本市及び現在居住する住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。

カ 補助対象事業が交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。

キ このほか市長が適当でないとする者でないこと。

2 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象事業に対して1回を限度とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象者、補助率及び限度額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、三好市移住者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、三好市移住者支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助金の変更等)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の規定により提出した申請の中止又は補助金の交付決定の通知を受けた内容から次の各号に掲げる変更があるときは、速やかに三好市移住者支援事業中止・変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき。
- (2) 各補助対象経費の20パーセント以上の増減があるとき。
- (3) 事業内容に重要な変更があるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し中止・変更を承認するときは三好市移住者支援事業中止・変更決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに三好市移住者支援事業実績報告書(様式第7号)に別表第2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書提出があったときは、その内容を審査し補助金の額を確定し、三好市移住者支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、三好市移住者支援事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、三好市移住者支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残高が生じた場合、残金をすべて市へ返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第8条の規定による実績報告書を提出しないとき。

(3) 第3条の条件に該当しなくなったとき。

(4) その他補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、三好市移住者支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を求める場合は、三好市移住者支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により補助金の交付を受けた者に命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は別表第3のとおりとする。

(関係書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けたものは、事業に係る経費の収支を明らした書類及び帳簿を、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付の決定を受けた補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月28日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日告示第27号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月20日告示第3号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第45号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	補助率及び限度額
移住奨励金	空き家に移住する奨励金	移住者等	1世帯当たり 四国外(東京都・京都府・大阪府・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・兵庫県)からの移住30万円 四国外(上記を除く地域)からの移住10万円 四国内(徳島県を除く地域)からの移住5万円

			若年子育て世帯は、それぞれに2を乗じた額
改修補助金	空き家の売買又は賃貸借契約を締結した物件の改修に要する経費(改修費20万円以上。ただし、他の補助金等の対象となる経費等を除く。)及び空き家の家財撤去(空き家に残存する家財道具等の処分又は搬出)にかかる経費	移住者等又は所有者等	補助率は3分の2以内 家財撤去のみの場合は限度額10万円 空き家改修及び家財撤去の場合は限度額200万円

別表第2(第5条、第8条関係)

補助対象事業	補助金交付申請時添付書類	実績報告提出時添付書類
移住奨励金	誓約書(様式第2号) 移住前の住所地の世帯全員の住民票の写し 交付申請時における市区町村税完納証明書 売買又は賃貸借契約書の写し	移住後の世帯全員の住民票の写し
改修補助金	誓約書(様式第2号) 住宅を貸借する移住者等が改修補助を申請する場合は、住宅改修承諾書(様式第3号) 移住前の住所地の世帯全員の住民票の写し 交付申請時における市区町村税完納証明書 売買又は賃貸借契約書の写し 現況写真 改修費の見積書の写し	移住後の世帯全員の住民票の写し 請求書又は領収書 完了写真 建物の耐震性能を示す書類の写し(耐震改修も合わせて行った場合)

別表第3(第12条関係)

事業が完了した日からの経過年数	返還金額
2年未満	交付確定額の100%
2年以上4年未満	交付確定額の80%
4年以上6年未満	交付確定額の60%
6年以上8年未満	交付確定額の40%
8年以上10年未満	交付確定額の20%

様式第1号（第5条関係）

三好市移住者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三好市長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり三好市移住者支援事業補助金の交付を受けたいので、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 移住奨励金・改修補助金

2 申請額 円

3 移住者の概要

(1) 移住前の住所

(2) 移住後の住所

(3) 移住後の世帯構成

(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	勤務先（通学先）の名称	移住者 に○印	備 考

4 関係書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住宅改修承諾書（様式第3号）（移住者等が改修補助金を申請する場合）
- (3) 移住前の住所地の世帯全員の住民票の写し
- (4) 交付申請時における市区町村税完納証明書
- (5) 売買又は賃貸借契約書の写し
- (6) 現況写真（改修補助金を申請する場合）
- (7) 改修費の見積書の写し（改修補助金を申請する場合）

※ 補助事業名は該当するものを○で囲んでください

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

あ三好市長 殿

住 所
氏 名

印

三好市移住者支援事業補助金の交付申請に当たり、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

- (1) 平成28年4月1日以降に市内に転入した者及び転入予定者で、それ以前においては3年以上市内に住所を有していない者であること。
- (2) 定住を誓約できる移住者等であること。又は、所有する物件を10年以上移住者向け住宅としての用途に供することを誓約できる所有者等であること。
- (3) 移住者等の場合は、申請者及び世帯員の申請後10年間の転出入について必要に応じて市長が調査することに同意できること。
- (4) 所有者等の場合は、申請後10年間、移住者向け住宅としての用途に供しているか必要に応じて市長が調査することに同意できること。
- (5) 移住者等と所有者等が3親等以内でないこと。
- (6) 移住者等、所有者等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。
- (7) 移住者等の場合、申請時に市内に、対象住宅以外の居住の用に供する建物(共同住宅、長屋及び併用住宅を含む。)を所有していないこと。
- (8) 本市及び移住前の住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。
- (9) 地域活動への参加、市が行うアンケートの回答等に協力できること。

様式第3号（第5条関係）

三好市移住者支援事業 住宅改修承諾書

住宅改修の承諾についてのお願い

私が賃借又は賃借関係にある下記（1）の住宅に係る住宅改修を、三好市移住者支援事業補助金を活用して実施したいので、承諾願います。

年 月 日

（賃借人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

記

(1)住 宅	名 称	
	所在地	
(2)住宅改修の概要	別紙のとおり	
(3)費用の負担等	・改修に係る費用は、全て賃借人が負担します。 ・改修に係る造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しません。	

承 諾 書

上記について承諾いたします。また、改修後の原状回復義務については免除いたします。

（なお、 _____ ）

年 月 日

（賃貸人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※ 注意

- 1 申請者（賃借人）は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、所有者等（賃貸人）に提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載してください。
- 2 承諾にあたっての確認事項等があれば「なお、」の後に記載してください。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

三好市移住者支援事業補助金交付決定通知書

殿

三好市長



年 月 日付けで申請のあった三好市移住者支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 補助事業名

2 交付決定額 円

3 交付の条件

様式第5号（第7条関係）

三好市移住者支援事業中止・変更申請書

年 月 日

三好市長 殿

住 所

氏 名

印

内容の変更
三好市移住者支援事業の 〃 の承認を受けたいので三好市移住者支援事業補助
中止
金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

2 補助金の交付指令番号 年 月 日付け 第 号

3 関係書類
(1) 変更（中止）の理由
(2) 添付書類

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

三好市移住者支援事業中止・変更決定通知書

殿

三好市長



年 月 日付けで（中止・変更）申請のあった三好市移住者支援事業について、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

1 補助事業名

2 （中止・変更）の内容

3 補助金の額 円

様式第7号（第8条関係）

三好市移住者支援事業実績報告書

年 月 日

三好市長 殿

住 所
氏 名



三好市移住者支援事業が完了したので、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

- | | | | |
|--------------|---|---|---|
| 1 補助事業名 | 移住奨励金 ・ 改修補助金 | | |
| 2 補助金の交付指令番号 | 年 月 日付け | 第 | 号 |
| 3 補助金交付決定額 | 円 | | |
| 補助金精算額 | 円 | | |
| 差引戻入額 | 円 | | |
| 4 関係書類 | | | |
| | (1) 移住後の世帯全員の住民票の写し | | |
| | (2) 請求書又は領収書（改修補助金を申請する場合） | | |
| | (3) 完了写真（改修補助金を申請する場合） | | |
| | (4) 建物の耐震性能を示す書類の写し（改修補助金を申請し、耐震改修も合わせて行った場合） | | |

※ 補助事業名は該当するものを○で囲んでください

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

三好市移住者支援事業補助金交付額確定通知書

殿

三好市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した三好市移住者支援事業補助金について、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付確定額 円

2 交付決定額 円

様式第9号（第10条関係）

三好市移住者支援事業補助金請求書

年 月 日

三好市長 殿

住 所

氏 名

印

下記の金額を清算（概算）払いにより交付されるよう請求いたします。

記

請求金額 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定のあった三好市
移住者支援事業補助金。

この補助金は下記の口座へ振り込んで下さい。

金融機関名	銀行・（ ）本店 支店 出張所	
預金種別	普通 当座 その他（ ）	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

三好市移住者支援事業補助金交付決定取消通知書

殿

三好市長 印

年 月 日付けで申請のあった三好市移住者支援事業補助金について、次の理由により取り消すことに決定したので三好市移住者支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

様式第11号（第12条関係）

第 号
年 月 日

三好市移住者支援事業補助金返還命令書

殿

三好市長



年 月 日付け 第 号で取消し通知をした三好市移住者支援事業補助金について、三好市移住者支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり命じる。

1. 返還すべき金額 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 事業名
4. 補助金名
5. 交付決定通知年月日 年 月 日
6. 補助金交付決定額
7. 補助金交付確定額
8. 補助金の既交付額
9. 返還方法

- 注1 返還すべき補助金は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。
- 注2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。
- 注3 この命令書に記載された事項について不服がある場合、この通知を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができる。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第12条関係)